1 監査・点検及び教育研修の状況

(1)監査の状況、(2				査の状況					点検の状況	記(単位:人)		教育研修のも	状況(単位:回	)
					監査の実	施状況			保護管理	里者の数		教育研	多の回数 しゅうしゅう	
/= =/ I#\BB 6	監査計画			監査	における評			D対応状況				40.1T ID =# 86	特定部局又	他の行政機
行政機関名	の整備状		監査報告	要措置			項がある			点検を実施		総括保護管 理者が実施	は地方支分	関等が主催する研修のう
	況		書の作成 状況	事項の	全部措		置事項が			した保護管 理者の数		した教育研	部局単位で実施した教育	ち、職員に受
			1000	有無	置済み	対応予定 あり	対応予定	監査直後のた め方針未定		生日の奴		修の回数	研修の回数	講させたものの回数
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	(
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	(
内閣法制局	1	1	1	1	0	1	0	0	6	6	1	1	0	(
人事院	1	1	1	0	0	0	0	0	53	53	9	7	2	(
内閣府	1	1	1	1	0	1	0	0	144	144	1	1	0	(
宮内庁	1	1	0	0	0	0	0	0	30	30	7	2	2	
公正取引委員会	1	1	1	1	0	1	0	0	25	25	7	3	0	i
国家公安委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	ſ
警察庁	1	1	1	0	0	0	0	0	393	393	60	0	40	20
金融庁	1	1	1	1	0	1	0	0	53	53	18	8	9	1
総務省	1	1	0	1	0	1	0	0	167	102	42	4	26	12
公害等調整委員会	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	ſ
消防庁	0	1	0	0	0	0	0	0	15	15	1	1	0	(
法務省	1	1	1	1	1	0	0	0	2,258	2,214	1,257	1	1,173	83
公安審査委員会	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	Ī
公安調査庁	1	1	1	0	0	0	0	0	40	40	26	7	12	1
検察庁	1	1	0	0	0	0	0	0	1,466	1,466	88	4	55	29
外務省	1	1	1	0	0	0	0	0	330	330	22	9	13	(
財務省	1	1	1	0	0	0	0	0	823	823	175	10	153	12
国税庁	1	1	1	1	0	1	0	0	9,028	9,028	781	3	758	20
文部科学省	1	1	0	1	0	0	0	1	85	85	12	3	5	1
文化庁	1	1	0	1	0	0	0	1	11	11	3	3	0	(
厚生労働省	1	1	1	1	1	0	0	0	3,592	3,050	1,332	192	1,108	32
中央労働委員会	1	1	0	1	0	1	0	0	17	17	2	0	1	1
社会保険庁	1	1	1	1	1	0	0	0	369	356	359	3	356	(
農林水産省	1	1	0	1	1	0	0	0	449	449	254	5	238	11
林野庁	1	1	0	1	1	0	0	0	20	20	19	0	18	1
水産庁	1	1	0	1	1	0	0	0	21	21	1	0	1	(
経済産業省	1	1	1	1	0	1	0			33	30	3	18	9
資源エネルギー庁	1	1	1	1	0			0	22	22	17	1	12	
持許庁	1	1	1	1	0	0			16	16	6	4	0	
中小企業庁	1	1	1	1	0					1	1	1	0	
国土交通省	0	1	0	1	0	1	0	0	45	45	59	0	42	17
船員労働委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	12	12	1	0	1	(
気象庁	0	1	0		0		0			20	27	0	0	27
海上保安庁	1	1	0	0	0	0	0	0	28	28	5	1	4	(
海難審判庁	0	1	1	0	0					21	2		0	
環境省	1	1	0	0	0					87	5	_		
防衛省	1	1	1	1	1	0			6,327	6,327	1,906	0	1,886	20
防衛施設庁	1	1	1	0	0	0	0	0	220	220	28	1	12	! 1!
会計検査院	1	1	1	1	1	0	0	0	53	53	12	9	0	;
計	33	39	24	23	8	12	0	3	26,288	25,619	6,579	288	5,945	340

<sup>(</sup>注)
1 「内閣官房」には、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部及び道州制特別区域推進本部に係るものを含む。以下同じ。
2 「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計である。以下同じ。
3 「船員労働委員会」は、船員中央労働委員会及び各船員地方労働委員会分の合計である。

(単位:ファイル)

	(単位:ファイル) 個人情報ファイル数														
	Г		記				四八	1742717		数別内訳					
	-	M	八百		4TI+'#		47.11	V L 40T			N I 400 T	- 1 + '#	44	00T L IN	
行政機関名					1万人未満	1		以上10万	人木両	10万人	以上100万	7人木両	10	00万人以	<u>도</u>
		電算	マニュアル												
					電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
内閣府	50	19	31	32	8	24	13	9		5	2	3	0	0	
宮内庁	165	2	163	165	2	163	0	0			0		0	0	
公正取引委員会	7	7	0	4	4	0	3	3			0		0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0		0		0	0		0	0	
警察庁	62	15	47	28	3	25	26	6		6	4	2	2	2	
金融庁	45	36	9	39	31	8	6	5		0	0		0	0	
総務省	16	16	0	5	5	0	6	6			3		2	2	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
法務省	7,836	5,033	2,803	6,984	4,465	2,519	381	101	280	436	432	4	35	35	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0	
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
検察庁	12	2	10	12	2	10	0	0		0	0		0	0	
外務省	151	134	17	134	121	13	11	8	3	2	2	0	4	3	1
財務省	210	209	1	121	121	0	65	64	1	19	19	0	5	5	
国税庁	70,936	64,343	6,593	50,595	45,308	5,287	15,522	14,281	1,241	4,818	4,753	65	1	1	0
文部科学省	12	11	1	3	3	0	8	7	1	1	1	0	0	0	
文化庁	1	1	0	1	1	0	0	0			0		0	0	
厚生労働省	362	165	197	169	99	70	151	34	117	27	20	7	15	12	
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
社会保険庁	38	30	8	0	0	0	0	0	0		0		36	30	
農林水産省	1,002	999	3	591	590	1	345	343	2	64	64	0	2	2	
林野庁	1	0	1	1	0	1	0	0			0		0	0	
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
経済産業省	47	44	3	33	32	1	13	11	2	0	0		1	1	0
資源エネルギー庁	52	40	12	35	23	12	8	8			9		0	0	
特許庁	3	3	0	0	0	0	0	0			0		3	3	
中小企業庁	1	1	0	1	1	0	0	0			0		0	0	
国土交通省	91	81	10	31	29	2	31	26	5		20	3	6	6	
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
気象庁	1	1	0	1	1	0	0	0			0		0	0	
海上保安庁	3	3	0	1	1	0	1	1	0		1	0	0	0	
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0			0		0	0	
環境省	10	10	0	9	9	0	0	0			1	0	0	0	
防衛省	29	22	7	13	6	7	8	8	0		8		0	0	
防衛施設庁	70	44	26	50	30	20	18	12	6	2	2		0	0	
会計検査院	9	4	5	9	4	5	0	0		0	0		0	0	
計	81,222	71,275	9,947	59,067	50,899	8,168	16,616	14,933	1,683	5,427	5,341	86	112	102	10

						<b>坐</b>	<b>ミ託等を実</b>	施した個人	情報ファイ	イル、数				(羊瓜	:ファイル)
	ſ		≣p.			<b>本</b> 1万3	CILTEX.			<u>ル級</u> D別(複数記	な出ない)				
		1/3	것				₩ 7 <i>년</i>			ノが(後数高	× = めり)		) F. 10 22	4 E 1 T 1 - 1	1.740
行政機関名				ĺ			<b>耒</b> 務	委託による					派運列	働者に。	
		電算	マニュアル		内	訳				」(複数該当	iあり)			F	<b>勺訳</b>
					電算	マニュアル	民	間事業者	等 <del></del>		その他	1		電算	マニュアル
								電算	マニュアル		電算	マニュアル			
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	_
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0
内閣府	10	6	4	8	4	4	8	4	4		0		2	2	
宮内庁	2	1	1	2	1	1	2	1	1	0	0		0	0	
公正取引委員会	1	0	1	1	0		1	0		0	0		0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0		0	0			0		0	<b>-</b>	
警察庁	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
金融庁	4	4	0	4	4	0	4	4			0		0	0	
総務省	9	9	0	6	6		6	6			0		6	6	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
消防庁	0	0	0	0	0	_	0	0			0		0	0	
法務省	2,632	2,628	4	2,628	2,628	0	2,628	2,628	0		0		4	0	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	_	0	0			0		0		
公安調査庁	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
検察庁	0	0	0	0	0		0	0			0		0	_	_
外務省	50	44	6	6	4	_	6	4			0		44	40	
財務省	1	1	0	1	1	0	1	1	0		0		0	0	
国税庁	62,757	62,559	198	62,591	62,507	84	62,591	62,507	84	0	0		166	52	
文部科学省	4	4	0	4	4	0	4	4	_		0		0	0	
文化庁	1	1	0	1	1	0	1	1	0		0		0	0	
厚生労働省	50	36	14	48	34	14	48	34	14		0		2	2	
中央労働委員会	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
社会保険庁	32	30	2	32	30	0	32	30	2		0	_	0	0	
農林水産省	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
林野庁 水産庁	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
水座厅 経済産業省	0	0	0	0	0	_	0	0			0		0	_	_
経済産業有 資源エネルギー庁	0	0		0	0		0	0			0		0	<b>-</b>	
資源エベルキー庁 特許庁	3	3	0	3	3		3	3			0		0	0	
中小企業庁	0	0	0	0	0		0	0			0		0	0	
国土交通省	45	42	3	45	42		44	41	3		1	0	0	0	
船員労働委員会	45	0		0			0	0					1	ļ	ļ
加貝方側安貝云 気象庁	0	0		0	0		0	0			0			<b></b>	<b>-</b>
海上保安庁	0	0		0	0		0	0			0			<b></b>	
海難審判庁	0	0	0	0			0	0			0			<b>-</b>	
環境省	6	6		6	6		6	6			0		0	<b>-</b>	
防衛省	3	3		0	0		0	0			0			<b>-</b>	
防衛施設庁	3	3		3			3	3			0			1	
会計検査院	0	0		0	0		0	0			0			1	
去計快宜院計	65,613	65,380	233	65,389	65,278		65,388	65,277		1	1			1	

### 4 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

(単位:ファイル)

				(単位:ファイル) 法8条2項に基づく場合 法8条2項各号の別(複数該当あり)														
	法令	に基づく	場合							<u>}</u>	去8条2項	各号の	別(複数	該当あり	1)			
行政機関名		内	訳		内	訳		1号			2号			3号			4号	
1] 政政人		電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル		電算	マニュアル
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	5	1	4	2	0	2	0	0	0	5	1	4	2	0	2
公正取引委員会	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	77	3	74	66	5	61	0	0	0	0	0	0	63	3	60	3	2	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	2	2	0	3	2	1	0	0	0	1	1	0	3	1	2	3	0	3
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	2,006	0	2,006	524	524	0	0	0	0	0	0	0	524	524	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	18	2	16	11	11	0	2	2	0	2	2	0	4	4	0	3	3	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	8	8	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	9	9	0
農林水産省	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0			0	0	0
資源エネルギー庁	0	0		11	11	0	0	0				0	0	0	0			0
特許庁	3	3	0	0	0		0	0			0	0			-	1	1	
中小企業庁	0	0		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	12	12	0	2	2		0					0						
船員労働委員会	0	0		0	0		0		0			0	0	0	0			-
気象庁	0	0	0	0	0		0					0					<u> </u>	
海上保安庁	0	0	0	1	1	0	0	0				0					<u> </u>	
海難審判庁	0	0	0	0	0		0	0				0			<u> </u>			-
環境省	0	0		0	0		0					0						
防衛省	0	0		0	0		0					0					<u> </u>	
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	2,131	35	2,096	638	572	66	5	3	2	22	22	0	612	546	66	26	20	6

5 開示請求の状況 (1)処理の状況 (単位:件)

(1)処理の状況				加珊士。	*キョ安/	A - D - O \				1		加油作品	(	(単位:件)
				新規受付	ヾき事案(♪ 事案(A)	4+B+C)						処理状況		
行政機関名			 受付			形態区分		前年度からの持	他機関 から移送 を受けた	取り下げられた事	全部を移送した事	開示決定等を	(次年度 に処理を	=
			本省庁	その他	来所	郵送	オンライン		を受けた 事案 (C)	案	案	行った事 案	持ち越した事案)	うち期 限超過
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
人事院	199	199	197	2	18	181	0	0	0	0	0	194	5	C
内閣府	5	5	5	0	0	5	0	0	0	1	0	3	1	C
宮内庁	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	C
公正取引委員会	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	C
国家公安委員会	3	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	C
警察庁	12	11	10	1	0	11	0	1	0	1	0	11	0	С
金融庁	21	13	13	0	5	8	0	1	7	0	0	18	3	C
総務省	12	12	5	7	3	9	0	0	0	0	0	12	0	C
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
法務省	2,073	1,976	1,734	242	508	1,468	0	97	0	15	0	1,950	108	C
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公安調査庁	2	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	C
	39	39	5	34	3	36	0	0	0	0	0	38	1	C
外務省	20	18	18	0	4	14	0	2	0	1	0	16	3	С
財務省	19	17	4	13	6	11	0				7	11	1	С
国税庁	70,496	70,192	1	70,191	67,144	3,047	1	304	0	156	0	69,933	407	C
文部科学省	11	11	11	0	6	5	0	0	0	1	0	6	4	C
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
	1,672	1,560	47	1,513	649	910	1	109	3	12	5	1,502	153	C
————————— 中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
社会保険庁	634	604	5	599	437	167	0	30	0	9	1	580	44	8
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
————————— 林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
経済産業省	7	7	7	0	0	7					0	4	3	
資源エネルギー庁	1	1	1	0	0	1		0	0	0	0	1	0	•
特許庁	2	2	2	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	С
中小企業庁	0	0	0	0	0	0					0	0		<del>.</del>
国土交通省	101	98	14	84	38	60	0		_		1	91	6	
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0					0			•
気象庁	11	10	10	0	0	10								<b>!</b>
海上保安庁	1	0	0	0	0	0							0	<b>.</b>
海難審判庁	0	0	0	0	0	0								<b>.</b>
環境省	11	11	11	0	0	11							3	<b>.</b>
防衛省	24	23	23	0	4	19								•
防衛施設庁	1	1	0		1	0							0	•
会計検査院	0	0	0	0	0	0								
計	75,379	74,817	2,130		68,829	5,986								-
(注)	13,313	7-1,017	۷,۱۵0	12,007	00,029	5,500		JJZ	10	203	14	74,419	743	

<sup>(</sup>注) 1 「検察庁」については、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付けたものを「本省庁」とし、その他で受け付けたものを「その他」とした。以下、同じ。 2 「船員労働委員会」については、船員中央労働委員会及び各船員地方労働委員会分の合計である。

## (2)決定等の状況

ア 開示決定等 (単位:件)

ア 開示決定等		(単位:件)			
行政機関名		全部を開示	一部を開示	不開示	(参考) 裁量的開示
内閣官房	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
人事院	194	181	13	0	0
内閣府	3	1	1	1	0
宮内庁	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	1	0	0	0
国家公安委員会	3	0	0	3	0
警察庁	11	2	2	7	0
金融庁	18	9	6	3	0
総務省	12	7	1	4	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1,918	1,705	82	131	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	0	2	0
検察庁	36	0	1	35	0
外務省	16	6	4	6	0
財務省	11	5	1	5	0
国税庁	69,954	9,658	59,640	656	0
文部科学省	6	4	0	2	0
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,502	903	564	35	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	606	512	59	35	0
農林水産省	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	4	0	0	4	0
資源エネルギー庁	1	1	0	0	0
特許庁	2	0	1	1	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	93	36	38	19	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0
気象庁	11	11	0	0	0
海上保安庁	1	0	1	0	0
海難審判庁	0 8	0	0	0	0
環境省		0	0	8	0
防衛省	20	16	2	2	0
防衛施設庁	1	1	0	0	0
会計検査院	74.424	12.050	60.416	0	0
計	74,434	13,059	60,416	959	0

### (注

開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、「5 開示請求の状況 (1)処理の状況」の「開示決定等を行った事案」の欄の計と本表の「開示決定等の件数」欄の計の件数は一致しない。

(2)決定等の状況 イ 期限の延長・期限の遵守 ウ 期限の特例(期限の遵守)

ウ 期限の特例(期	限の退す)								(	単位:件)
∕二 エレト ┼⅏ 目目 <i>反</i>	開示決定等	延長手続	を採らなか	った事案		項による延 採った事案		法20条の	期限の特 した事案 	例を適用
行政機関名	件数		期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過したもの		期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過したもの		期限内に開 示決定等が されたもの	期限を超過したもの
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	194	194	194	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
警察庁		11	11	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0
総務省	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1,918	1,898	1,896	2	20	20	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	36	36	36	0	0	0	0	0	0	0
外務省	16	15	14	1	1	1	0	0	0	0
財務省	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	69,954	69,943	69,941	2	10	10	0	1	1	0
文部科学省	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	1,502	1,328	1,328	0	174	174	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	606	568	522	46	38	33	5	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	93	92	92	0	1	1	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	8	8		0	0	0	0	0	0	0
防衛省	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0		0	0	0	0	0	0	0
計	74,434	74,187	74,136	51	246	241	5	1	1	0

(2)決定等の状況

ウ 期限の特例(請求を受けてから決定を行った日までに要した日数) (単位:件)

ワ 期限の特例(請	来を受けてから決定を行った日までに要した日数) (単位:件) 法20条の期限の特例を適用した事案											
行政機関名	請求を受けてから決定を行った日までに要した日数 60日以内 ~90日 90日~半年 半年~1年 1年~											
		60日以内	~90日	90日~半年	半年~1年	1年~						
内閣官房	0	0	0	0	0	0						
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0						
内閣法制局	0	0	0	0	0	0						
人事院	0	0	0	0	0	0						
内閣府	0	0	0	0	0	0						
宮内庁	0.	0	0	0	0	0						
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0						
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0						
警察庁	0	0	0	0	0	0						
金融庁	0	0	0	0	0	0						
総務省 公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0						
公告等調整安貝会 消防庁		0	0	0	0	0						
法務省	0	0	0	0	0	0						
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0						
公安調査庁	0	0	0	0	0	0						
検察庁	0	0	0	0	0	0						
外務省	0	0	0	0	0	0						
財務省	0	0	0	0	0	0						
国税庁		1	0	0	0	0						
文部科学省	0	0	0	0	0	0						
文化庁	0	0	0	0	0	0						
厚生労働省	0	0	0	0	0	0						
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0						
社会保険庁	0	0	0	0	0	0						
農林水産省	0	0	0	0	0	0						
林野庁	0	0	0	0	0	0						
水産庁	0	0	0	0	0	0						
経済産業省	0	0	0	0	0	0						
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0						
特許庁	0	0	0	0	0	0						
中小企業庁	0	0	0	0	0	0						
国土交通省	0	0	0	0	0	0						
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0						
気象庁 海上保守庁	0	0	0	0	0	0						
海上保安庁 海難審判庁	0	0	0	0	0	0						
<del>海難番刊厅</del> 環境省	0	0	0	0		0						
<sup>                                     </sup>	0	0	0	0	0	0						
防衛 防衛施設庁	0	0	0	0	0	0						
会計検査院	0	0	0	0	0	0						
<u>去前快宜院</u> 計	1	1	0		0	0						
P.I.		Į.	U	U	U	U						

(2)決定等の状況

エ 全部又は一部を不開示とした理由(理由の内訳)

エ 全部又は一部を不		は一部を不開示		見テュ及び「一畝太	(単位:件) :関テ(の計)
	という	コダーのを小用い			
行政機関名			理由の内訳(神	复数該当あり) 	
		不開示情報に 該当	保有個人情報 の不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
人事院	13	13	0	0	0
内閣府	2	1	1	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
国家公安委員会	3	0	2	0	1
警察庁	9	2	2	1	4
金融庁	9	7	0	1	2
総務省	5	1	1	0	3
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	213	117	58	2	45
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	0	2	0
検察庁	36	0	9	1	26
外務省	10	5	5	0	0
財務省	6	1	0	0	5
国税庁	60,296	59,658	606	9	24
文部科学省	2	0	1	0	1
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	599	568	30	1	2
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	94		53	0	
農林水産省	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁 経済産業化	0	0	0	0	0
経済産業省 資源エネルギー庁	4 0	0	0	0	0
特許庁	2	2	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	57	40	14	0	3
船員労働委員会	0	0	0	0	0
加貝万衡安貝云 気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1	1	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0
環境省	8	0	0	0	8
防衛省	4	2	2	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0
計	61,375		784	17	130
ПІ	01,070	JU, TJ /	704	17	100

(2)決定等の状況

エ 全部又は一部を不開示とした理由(不開示情報の内訳)

1 全部又は一部を小	7/1/1/2072	E 14 ( 1 ()))			当(複数該)	当あり)		(単位:件)
1] 以饭因口		14条1号	14条2号	14条3号	14条4号	14条5号	14条6号	14条7号
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	13	0	0	0	0	0	0	13
内閣府	1	0	1	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	2	0	2	0	0	0	0	2
金融庁	7	0	5	5	0	0	0	7
総務省	1	0	1	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	117	20	20	3	0	0	10	91
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	5	0	4	0	3	1	1	5
財務省	1	0	1	0	0	0	0	0
国税庁	59,658	0	93	4	0	0	0	59,580
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	568	5	425	398	0	49	14	239
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	39	10	25	9	0	0	0	1
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	2	0	0	0	0	0	0	2
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	40	7	22	24	0	0	0	6
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	1	0	1	0	0	1	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	2	0	1	0	0	0	0	2
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0
計	60,457	42	601	443	3	51	25	59,948

(2)決定等の状況 工 全部又は一部を不開示とした理由(存否応答拒否の内訳)

エ 全部又は一部を不	<sup>捐示とした</sup> 理由(存否応答拒否の内訳) (単位:件) (単位:件) (本では、本ででは、本ででは、本ででは、本ででは、本ででは、本ででは、本ででは、											
行政機関名			存否	応答拒否(	複数該当	あり)						
		14条1号	14条2号	14条3号	14条4号	14条5号	14条6号	14条7号				
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0				
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0				
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0				
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0				
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0				
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
警察庁	1	0	0	0	0	1	0	0				
金融庁	1	0	0	1	0	0	0	1				
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0				
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
法務省	2	0	2	0	0	0	0	2				
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
公安調査庁	2	0	0	0	0	2	0	2				
検察庁	1	0	0	0	1	1	0	0				
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0				
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0				
国税庁	9	0	6	0	0	0	0	3				
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0				
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
厚生労働省	1	0	0	0	0	1	0	0				
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0				
林野庁	0	0	0	0	0		0	0				
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0				
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0				
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0				
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0				
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0				
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0				
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0				
計	17	0	8	1	1	5	0	8				

(3)不服申立てア 不服申立ての状況

ア 不服申立ての状況	由で	(単位:作 申立て件数 申立ての内容(複数該当あり) 区分 不開示決定に対する不服 開示決定に対する不服 事実の我												
	7-2		<del>`</del> 分	<u></u>	開示決定(	 こ対する不		開示決定に			市安の投			
行政機関名		審査請求	異議申立て	不開示情報に該当	保有個人 情報の不 存在	存否応答 拒否	形式上の 不備、権 利の濫用 等	第三者から	開示請求者から	不作為に 対する不 服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
国家公安委員会	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0		0		
警察庁	3	1	2	1	0	1	1	0	0	0	_	0		
金融庁	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	_	0		
総務省	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	_	0		
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
法務省	44	39	5	29	0	0	4	0	28	0		10		
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
公安調査庁	2	0	2	0	0	2	0	0	0	0		0		
検察庁	19	16	3	0	0	0	19	0	0	0		0		
外務省	7	0	7	4	7	0	0	0	0	0		0		
財務省	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	_	1		
国税庁	22	22	0	18	1	3	0	0	0	0	_	2		
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
厚生労働省	36	32	4	30	3	0	0	0	34	0	_	1		
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
社会保険庁	4	4	0	2	1	0	1	0	0	0		0		
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
水産庁	0	0	0		0	0	0		0	0	_	0		
経済産業省 資源エネルギー庁	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0		0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0		
特許庁	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0		
中小企業庁	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0		
国土交通省	6	3	3	3		0	1	0		0		0		
船員労働委員会	0	0	0		0	0	0		0			0		
気象庁 海上保安庁	0	0	0			0	0	0	0	0		0		
海上保安庁 海難審判庁	0	0	0			0	0		0	0		0		
<del>海類番刊厅</del> 環境省	1	0	1	0		0	1	0	0	0		0		
<sup>,                                    </sup>	1	0	1	0		0	0		0	0	_	0		
防衛施設庁	0	0	0		0	0	0		0	0		0		
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		
云司 快重院計	153	119	34				32			0		14		
(注)	100	119	34	00	10	,	JZ	1 0	03			14		

<sup>(</sup>注) 1 1件の開示決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。 2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、申立て件数と一致しない。

(3)不服申立て イ 不服申立ての処理状況 (単位:件)

1 不服中立しの処理	ハル									<u>(単121:1件)</u>
	処	·理す	べき件数	(A+B)	裁決・決	処理中	の事案	取り下げ		
行政機関名			申立て 件数(A)	前年度か らの持ち越 し件数(B)	定等によ り処理を 終了		諮問準備 中等	審査会に 諮問中	答申後、 裁決・決 定の準備 中	られた事 案
内閣官房		0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部		0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院		3	0	3	3	0	0	0	0	0
内閣府		0	0	0	0	0	0	0		0
宮内庁		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会		3	1	2	2	1	0	1	0	0
警察庁		3	3	0	1	2	2	0	0	0
金融庁		2	1	1	1	1	1	0		0
総務省		2	2	0	0	2	2	0		0
公害等調整委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁		0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省		59	44	15	24	35	23	12		0
公安審査委員会		0	0	0	0	0	0	0		0
公安調査庁		2	2	0	2	0	0	0	0	0
検察庁		19	19	0	0	19	14	5		0
外務省		7	7	0	0	7	1	6		0
財務省		2	1	1	2	0	0	0		0
国税庁		25	22	3	8	17	6	10		0
文部科学省		0	0	0	0	0	0	0		0
文化庁		0	0	0	0	0	0	0		0
厚生労働省		73	36	37	7	43	38	3		23
中央労働委員会		0	0	0	0	0	0	0		_
社会保険庁		10	4	6	2	6	5	0		2
農林水産省		0	0	0	0	0	0	0		0
林野庁		0	0		0	0				
水産庁		0	0	0	0	0	0	0	_	-
経済産業省		3	3	0	0	3	3	0		
資源エネルギー庁		0	0	0	0	0	0	0		
特許庁		0	0	0	0	0	0	0		0
中小企業庁		0	0	0	0	0	0	0		_
国土交通省		11	6	5	0	11	8	3		0
船員労働委員会		0	0	0	0	0	0	0		0
気象庁		0	0	0	0	0	0		_	
海上保安庁		0	0	0	0	0	0	0	_	0
海難審判庁		0	0	0	0	0	0	0		_
環境省		1	1	0	0	1	1	0	_	_
防衛省		1	1	0	0	1	0	1	0	0
防衛施設庁		0	0	0	0	0	0	0		
会計検査院		0	0	0	0	0	0	0		_
計		226	153	73	52	149	104	41	4	25

(3)不服申立て ウ 裁決・決定等の状況 (単位:件)

ウ 裁決・決定等の状況 	L .											(単位:件) 
				表	t決·決定	等の件数	ţ					(参考) 審査会に諮問を
行政機関名		審査会に認行ったもの	問しない	で裁決・決	定等を	審査	会	に諮問して		定を行った	たもの	したもののうち、 審査会答申と異
			認容	却下	その他			棄却	認容	一部認容	その他	なる裁決・決定を 行ったもの
内閣官房	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
人事院	3	0	0	0	0		3	3	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	2	0	0	0	0		2	2	0	0	0	0
警察庁	1	0	0	0	0		1	1	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	0		1	0	0	1	0	0
総務省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
法務省	24	0	0	0	0		24	20	0	4	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	0	0	0		2	2	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
財務省	2	1	0	1	0		1	0	1	0	0	0
国税庁	8	0	0	0	0		8	8	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
厚生労働省	7	3	0	3	0		4	1	2	1	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
社会保険庁	2	1	0	1	0		1	0	1	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
計	52	5	0	5	0		47	37	4	6	0	0

(3) 不服申立て エ 不服申立ての処理日数の状況(不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数) (単位:件)

エ 不服申立ての処理!	1 3X 07 1/X (1 1 1)	<u> </u>	裁決・決定		<u> </u>	(単位:件)
行政機関名		不服由立		裁決・決定等を	 し <i>た</i> 日までに要	 l <i>.t</i> -日数
		~90日	90日~半年	半年~9か月	9か月~1年	1年~
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
人事院	3	3	0	0	0	
内閣府	0	0	0	0	0	_
宮内庁	0	0	0	0	0	_
公正取引委員会	0	0	0	0	0	
国家公安委員会	2	0	0	2	0	_
警察庁	1	0	1	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	1	0
総務省	0	0	0	0	0	_
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	_
消防庁	0	0	0	0	0	
法務省	24	0	14	3	3	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	
公安調査庁	2	0	2	0	0	
検察庁	0	0	0	0	0	_
外務省	0	0	0	0	0	0
財務省	2	1	0	0	1	0
国税庁	8	0	1	6	1	0
文部科学省	0		0	0	0	
文化庁	0	0	0	0	0	_
厚生労働省 中央労働委員会	7	5	2	0	0	_
	0	0	0	0	0	
社会保険庁	2	0	0	2	0	
農林水産省 林野庁	0	0	0	0	0	,
水産庁	0	0	0	0	0	
不度力 経済産業省	0	0	0	0	0	
程済産業有 資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	
特許庁	0	0	0	0	0	
中小企業庁	0	0	0	0	0	
国土交通省	0	0	0	0	0	_
图工文型	0	0	0	0	0	
加貝万 <u>朗安貝云</u> 気象庁	0	0	0	0	0	
海上保安庁	0	0	0	0	0	
海難審判庁	0	0	0	0	0	
環境省	0	0	0	0	0	
防衛省	0	0	0	0	0	
防衛施設庁	0	0	0	0	0	
会計検査院	0	0	0	0	0	
計	52	9	20	13	6	

(3)不服申立て
エ 不服申立ての処理日数の状況(不服申立を受けてから諮問をするまでの期間)

エ 个版甲立(の処理					の期间) ■ 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の					
	今:	年度中に審査	会に諮問した	:件数						
行政機関名		不服申立てを	E受けてからの	)審査会に諮		7 m + + +	ナッルーかっ	<b>○</b> 47 13 □ ¥4		
			日までに要し			か服甲ユ(	を受けてから	の栓道日剱		
		~30日	30日~90日	90日~		~30日	30日~90日	90日~		
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0		
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0		
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0		
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0		
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0		
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
国家公安委員会	1	0	1	0	0	0	0	0		
警察庁	1	1	0	0	2	0	2	0		
金融庁	0	0	0	0	1	1	0	0		
総務省	0	0	0	0	2	2	0	0		
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
法務省	23	7	13	3	23	4	4	15		
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
公安調査庁	2	2	0	0	0	0	0	0		
検察庁	2	0	2	0	14	0	14	0		
外務省	6	0	6	0	1	0	1	0		
財務省	1	0	1	0	0	0	0	0		
国税庁	16	0	16	0	6	0	6	0		
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0		
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
厚生労働省	11	0	1	10	38	4	4	30		
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
社会保険庁	0	0	0	0	5	0	0	5		
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0		
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
水産庁	0	0	0	0		0	0	0		
経済産業省	0	0	0	0	3	3	0	0		
資源エネルギー庁	0	0	0		0	0	0	0		
特許庁	0	0	0	0	0	0		0		
中小企業庁	0	0	0	0	0	0		0		
国土交通省	3	0	0	3		2		4		
船員労働委員会	0	0	0	0		0	0	0		
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0			
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
環境省	0	0	0	0	1	0	1	0		
防衛省	1	1	0	0	0	0	0	0		
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	67	11	40	16	104	16	34	54		

(3) 不服申立て 工 不服申立ての処理日数の状況(答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間)

エ 不服申立ての処理			決・決定を行		での期間) (単位:件) 審査会の答申を受けて裁決・決定の 準備中の件数				
行政機関名			てから裁決・流			答申を受	けてからの糸	E過日数	
		~30日	30日~60日	60日~		~30日	30日~60日	60日~	
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	3	3	0	0		0	0	0	
内閣府	0	0	0	0		0	_	0	
宮内庁	0	0	0	0		0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0		0	0	0	
国家公安委員会	2	1	1	0		0	_	0	
警察庁	1	0	1	0		0		0	
金融庁	1	0	1	0		0	_	0	
総務省	0	0	0	0		0		0	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	_	0	
消防庁	0	0	0	0	0	0		0	
法務省	24	20	1	3	0	0	_	0	
公安審査委員会	0	0	0	0		0		0	
公安調査庁	2	2	0	0		0	_	0	
検察庁	0	0	0	0		0		0	
外務省	0	0	0	0		0	_	0	
財務省	1	0	1	0		0		0	
国税庁	8	8	0	0		0		0	
文部科学省	0	0	0	0		0		0	
文化庁	0	0	0	0		0	_	0	
厚生労働省	4	1	2	1	2	1	0	1	
中央労働委員会	0	0	0	0		0	_	0	
社会保険庁	1	0	0	1	1	0		0	
農林水産省	0	0	0	0		0	_	0	
林野庁	0	0	0	0		0		0	
水産庁	0	0	0	0		0	_	0	
経済産業省	0	0	0	0		0	_	0	
資源エネルギー庁	0	0	0	0		0		0	
特許庁	0	0	0	0		0	_	0	
中小企業庁	0	0		0		0		0	
国土交通省	0	0	0	0		0		0	
船員労働委員会	0	0	0	0		0		0	
気象庁 海上伊京庁	0	0	0	0		0		0	
海上保安庁	0	0	0	0		0		0	
海難審判庁	0	0	0	0		0		0	
環境省	0	0	0	0		0		0	
防衛省	0	0	0	0		0		0	
防衛施設庁	0	0	0	0		0		0	
会計検査院	0	0	0	0		0		0	
計	47	35	7	5	4	1	2	1	

6 訂正請求

6 訂正請求

(2)決定等の状況 訂正決定等

- 6 訂正請求 (2)決定等の状況 イ 期限の延長・期限の遵守 ウ 期限の特例(期限の遵守)

ウ 期限の特例(期間 一 行政機関名	限の遵守)   	延長手続	を採らなか	った事案		項による延 採った事案		法32条の	期限の特別を表	<u>(単位∶件)</u> 列を適用し
1] 以饭因口	件数		期限内に訂 正決定等が されたもの	期限を超過 したもの		期限内に訂 正決定等が されたもの	期限を超過したもの		期限内に訂 正決定等が されたもの	期限を超過したもの
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	4	3	3	0	1	1	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0		0	0					
海上保安庁	0	0		0						
海難審判庁	0	0		0	0					
環境省	0	0		0						
防衛省	0	0		0						
防衛施設庁	0	0		0						
会計検査院	0	0		0						0
計	5	3		0		1				0

6 訂正請求 (2)決定等の状況 ウ 期限の特例(請求を受けてから決定を行った日までに要した日数) (単位:件)

ワ期限の特例(請え	ر کرا کی			<u>したロ数/</u> 特例を適用し/		(単位:作)
行政機関名	ſ		 請求から	 決定までに要	 した日数	
		~60日	60日~90日	90日~半年	半年~1年	1年~
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0
国税庁	1	0	1	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0

# 6 訂正請求

(2)決定等の状況 ウ 全部又は一部を不訂正とした理由

ワ 全部又は一部を	ト訂正とした埋田	は一部を不訂正と	.I. <i>+ . I</i> .⊬	TITATE → → T	<u>(単位:件)</u> エ (の計)
	王 市 文	は一部を小訂正と 「			EJOGT)
一 行政機関名			世田の内訳(福	复数該当あり)	
1 ] الحالفة المع [ ]		行政機関の長の 判断	保有個人情報の 不存在	他の法令で特別の 手続きが定められ ている	その他
内閣官房	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0
国税庁	1	0	0	1	0
文部科学省	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	4	4	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0
計	5	4	0	1	0

6 訂正請求 (2)決定等の状況 エ 行政機関の長の判断によるものの内訳

(単位·件)

エ 行政機関の長の半	断によるもののア		a shoul blands	/ L= 1/1 = L -1 - 1 - 1 - 1	(単位:件)
		行政機関の長の	の判断によるもの	(複数該当あり)	
行政機関名		評価に関するも	内容が事実であ るもの	請求に係る保有 個人情報の利用 目的の達成に必 要な範囲を超える もの	事実関係が明ら かにならなかっ たもの
内閣官房	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省 公安家本系昌 <b>今</b>	0	0	0	0	0
公安審査委員会 公安調査庁	0	0	0	0	0
公女調宜厅 検察庁	0	0	0	0	0
快祭厅 外務省	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0
厚生労働省	4	0	1	3	
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	
農林水産省	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0
計	4	0	1	3	0

6 訂正請求 (3)不服申立ての状況(申立ての状況) (単位:件)

(3) 不服申立ての状況(	(申立ての)	犬況)									(単位:件)
		申立て件数				申:	立ての内容	(複数該当	あり)		
		区	分	不	訂正決定	こ対する不	服				
行政機関名		審査請求	異議申立て	行政機関 の長の判 断	情報の不	他の法令 で特別の 手続きが 定められ ている	形式上の 不備・権 利の濫用 等		不作為に 対する不 服		その他
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	0	1	1	0		0	0	0	0	0
財務省	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
文部科学省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0		0	0	0		0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
農林水産省	0		0	0	0		0	0	0	0	
林野庁	0	0	0	0	0				0	0	
水産庁	0		0	0	0		0	0	0	0	0
経済産業省	0		0	0	0		0	0	0	0	
資源エネルギー庁 特許庁	0	0	0	0	0		0	0	0	0	_
中小企業庁	0	_	0	0	0		0	0	0	0	_
国土交通省	0		0	0	0		0	0	0	0	_
四工文通有 船員労働委員会	0		0	0	0		0	0	0	0	
加貝刀側安貝云 気象庁	0		0	0	0		0	0	0	0	_
海上保安庁	0		0	0	0		0	0	0	0	_
海難審判庁	0		0	0	0		0	0	0	0	_
環境省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0		0	0	0	0	_
防衛施設庁	0		0	0	0		0	0	0	0	_
会計検査院	0		0	0	0			0	0	0	_
計	2		1	2	0			0	0		
пі	Z	'	'		0			U			

<sup>(</sup>注) 1 1件の訂正決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。 2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、申立て件数と一致しない。

6 訂正請求 (3)不服申立ての状況(処理状況)

6 訂正請求 (3)不服申立ての状況	(処理状況)								(単位:件)
	処理す	べき件数	(A+B)		処理中	(次年度に	持ち越し)	の事案	
行政機関名		申立て 件数(A)	前年度か らの持ち越 し件数(B)	裁決・決 定等によ り処理を 終了		諮問準備 中等	審査会に諮問中	答申後、 裁決・決 定の準備 中	取り下げ られた件 数
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	1	0	1	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	1	1	0	2	2	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
 防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	3	2	1	1	2	2	0		

6 訂正請求 (3)不服申立ての状況(裁決・決定等の状況)

## 6 訂正請求

(4)不服申立ての処理日数の状況(不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数) (単位:件)

	裁決・決定等の件数										
行政機関名		不服申	立てを受けてか	ら裁決・決定等を	した日までに要し	た日数					
		~90日	90日~半年	半年~9か月	9か月~1年	1年~					
内閣官房	0	0	0	0	0	0					
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0					
内閣法制局	0	0	0	0	0	0					
人事院	0	0	0	0	0	0					
内閣府	0	0	0	0	0	0					
宮内庁	0	0	0	0	0	0					
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0					
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0					
警察庁	0	0	0	0	0	0					
金融庁	0	0	0	0	0	0					
総務省	0	0	0	0	0	0					
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0					
消防庁	0	0	0	0	0	0					
法務省	0	0	0	0	0	0					
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0					
公安調査庁	0	0	0	0	0	0					
検察庁	0	0	0	0	0	0					
外務省	1	0	1	0	0	0					
財務省	0	0	0	0	0	0					
国税庁	0	0	0	0	0	0					
文部科学省	0	0	0	0	0	0					
文化庁	0	0	0	0	0	0					
厚生労働省	0	0	0	0	0	0					
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0					
社会保険庁	0	0	0	0	0	0					
農林水産省	0	0	0	0	0	0					
林野庁	0	0	0	0	0	0					
水産庁	0	0	0	0	0	0					
経済産業省	0	0	0	0	0	0					
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0					
特許庁	0	0	0	0	0	0					
中小企業庁	0	0	0	0	0	0					
国土交通省	0	0	0	0	0	0					
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0					
気象庁	0	0	0	0	0	0					
海上保安庁	0	0	0	0	0	0					
海難審判庁	0	0	0	0	0	0					
環境省	0	0	0	0	0	0					
防衛省	0	0	0	0	0	0					
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0					
会計検査院	0	0	0	0	0	0					
計	1	0	1	0	0	0					

6 訂正請求 (4)不服申立ての処理日数の状況(不服申立てを受けてから諮問をするまでの期間) (単位:件) (学位: IT/ 処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等の件数 今年度中に審査会に諮問した件数

	今年	年度中に審査	会に諮問した作	<b> </b> 数	処理方針の樹	食討中、審査会	会への諮問準備	請中等の件数
行政機関名			受けてからの! 日までに要した			不服申立て	を受けてから	の経過日数
		~30日	30日~90日	90日~		~30日	30日~90日	90日~
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0
外務省	1	0	1	0	0	0		0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0		0
文部科学省	0	0	0	0	0	0		0
文化庁	0	0	0	0	0	0		0
厚生労働省	0	0	0	0	2	0		2
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0		0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0		0
農林水産省	0	0		0	_	0		0
林野庁	0	0	0	0		0		0
水産庁	0	0	0	0		0		0
経済産業省	0	0	0	0	_	0		0
資源エネルギー庁	0					0		0
特許庁	0	0	_	0	_	0		0
中小企業庁	0			0		0		0
国土交通省	0			0		0		0
船員労働委員会	0	0		0	_	0		0
気象庁	0	0		0		0		0
海上保安庁	0	0		0		0		0
海難審判庁	0			0		0		0
環境省	0	0		0	0	0		0
防衛省	0	_		0	_	0		0
防衛施設庁	0			0	_	0		0
会計検査院	0			0		0		0
計	1	0	1	0	2	0	0	2

### 6 訂正請求

7 利用停止請求の状況

(1) 処理の状況													(単位:件)
			処理す	べき事案(A-	+B)						処理	状況	
			新規	受付事案(A	)				***		market 1 st	(次年度に	
行政機関名	受	付区分		分	前年度からの持ち越し	取り下げら れた事案	利用停止決定等を行っ	処理を持ち	うち期限超				
	本省庁	その他	来所	郵送	オンライン	利用停止	消去	提供停止	事案(B)		た事案	案)	過
					=+ .11								
					該当	な し_							

(2) 決定等の状況 ア 利用停止決定等				和田陰	1 1 7 7 7 7	1. 36.				(単位:件)
行政機関名	決定	内容別(複数	該当あり)	全部を利			一部を利			不利用停止
1190/00/2014	利用停止	消去	提供停止	決定内 利用停止	容別(複数該 消去	当あり) 提供停止	決定内 利用停止	容別(複数該 消去	当あり) 提供停止	決定
					該当	なし				

イウ	期限の延長・期限 期限の特例(期限	の遵守 (の遵守)									(単位:件)
	~- TL 140 BB 77	利用停止決	手続を採らなれ	かった事案		法40条2項に	よる延長手線 案	売を採った事	法41条の期	限の特例を通	適用した事案
	行政機関名	定等件数	期限内に利用 停止決定等が されたもの	期限を超過したも	<b>.</b> Ф		期限内に利用 停止決定等が されたもの	期限を超過し たもの		期限内に利用 停止決定等が されたもの	期限を超過し たもの
				該	当	な	ι <u> </u>				
L											

ウ 期限の特例(請求	を受けてから	決定を行った	た日までに要	した日数)		(単位:件)
		法	41条の期限の	特例を適用した	事案	
行政機関名			請求か	ら決定までに要し	た日数	
		~60日	60日~90日	90日~半年	半年~1年	1年~
			_該 ≝	当なし		
			_ 12	- ·s C		l
				_		<u> </u>

エ 全部又は一部を	下利用停止と	した理由(理	由の内訳)		(単位:件)
		部を不利用停  停止」の計)	正とする決定	≧の件数(「不利用	停止」及び
行政機関名			理由の内訳	(複数該当あり)	
13-2000		行政機関の 長の判断に よるもの	保有個人情 報の不存在	他の法令で特別 の手続きが定め られているもの	その他
	/				
		該	当 な		

エ 全部又は一部を	下利用停止と	した理由(行i	<b>攺機関の長の</b>	判断によるものの	)内訳)		(単位:件)
			行政機	関の長の判断に。	よるもの		
行政機関名		違法に取得 したもので はない	法3条2項 の規定に違 反していな いもの		外の目的で	いを確保するために必要な限度を	事務の適正 な遂行に著 しい支障を 及ぼすおそ れがあるも の
			当な	L			
		1					
		· ·					

7 利用停止請求の	D状況										
(3) 不服申立ての	状況(申立て	(の状況)									(単位:件
		申立て件数	<b>t</b>				申立ての内容	『(複数該当あり	)		
		区	分	不	利用停止の決	定に対する不	下服				
行政機関名		審査請求	異議申立て	行政機関の 長の判断と すること		他の法令で 特別の手続 きが定めら れていると すること	形式上の不	利用停止決定に対する不服	不作為に対する不服	期限の延長に対する不服	その他
				該当	' な し <del>-</del>						
				"	- 6 O _						
(3) 不服申立ての	<b>伏況(処理</b> も	犬況)							(単位:件)	•	
	処理	すべき件数	(A+B)	   裁決·決定	処	理中の事案(	次年度に持ち	越し)			
行政機関名		申立て件 数(A)	前年度からの持ち 越し件数 (B)	等により処理を終了した件数		諮問準備中	審査会に諮問中	答申後、裁決・ 決定の準備中	取り下げら れた件数		
				=+ ,1,	<i>L.</i> .						
				該 当	な し-						
					<del>                                     </del>						
(O) <b>T</b> 叩由士 <b>不</b> の	此次□ / ±± >±	* 中午の4	20)	•	•	•		•			( <del>)                                     </del>
(3) 不服申立ての	大沉(茲决・	<u> 決定寺の状</u>	(元)		+ + 1	決定等の件数	Śłт				(単位:件
						<u> </u>					(参考)審査 会に諮問る
		審査会に記	咨問しないで	表決・決定等	を行ったもの		審査会に諮問	問して裁決・決定 -	を行ったもの		したもののち、審査会
行政機関名			認容	却下	その他		棄却	認容	一部認容	その他	答申と異なる裁決・決定を行ったもの
					該当	な し_					
					+	_ =					
(4)不服申立ての処理日	数の状況(不服	<b>最申立てを受け</b>	てから裁決・決	定等をした日まて	でに要した日数)	(単位:件)	_				
			裁決・決	夬定等の件数	[						
行政機関名		不服申立7	てを受けてか	444	等をした日ま	でに要した日	1				
	200000000000000000000000000000000000000	~90日	90日~半年	数 半年~9か 月	9か月~1年	1年~					
		一該	当な	1							
		- "		,   —							
							]				
(4)不服申立ての処	理日数の状	だ況(不服申	立てを受け <sup>-</sup>	てから諮問す	るまでの期間	)		(単位:件)	•		
	今年	度中に審査	全に諮問し	た件数	処理方針の	検討中、審査	会への諮問準	準備中等の件数			
行政機関名				いらの審査会		不服申立	てを受けてから	らの経過日数			
		~30日	<u>た日までに</u> 30日~90			~30日	30日~90日	90日~			
		ООД	日	30Д		001	001 001	00Д			
			該	当な	<b>L</b>						
			- HX		.   —						
(4)不服申立ての処	理日数の状	t況(答申を	受けてから表	裁決・決定する	るまでの期間)			(単位:件)	_		
	④審査会	に諮問して	裁決・決定を	を行った件数	審査会の領		裁決・決定の	準備中の件数			
行政機関名			でに要した			答申を	受けてからの	経過日数			
		~30日	30日~60			~30	30日~60日	60日~			

\_ i \_該 当 な し

### 8 行政機関個人情報保護法に関連する訴訟の状況

			第1審(地	方裁判所	-)			į	空訴審(高	等裁判所	Ť)				上告審(最	高裁判所	f)	
行政機関名		事件数			処理状況	?		事件数			処理状況	ļ		事件数			処理状況	;
		新規提訴	前年度から係属	判決	取り下げ	審理中		新規控訴	前年度か ら係属	判決	取り下げ	審理中		新規上告	前年度か ら係属	判決	取り下げ	審理中
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
総務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
法務省	2	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
検察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
厚生労働省	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
社会保険庁	1	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	C
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	C
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
防衛施設庁	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(
会計検査院	0	0		0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	4		1	1	1	1		1	0	1	0			1				1
(注) 本表には、開示	+	D=11381 =	トナムフェ	=八 五 4 6日	1 - 14 - 16			71-44	7 #4 24 77 1-	- 3.1 中 A T	5-113K1 +						+111 +7 -1-	

<sup>(</sup>注) 本表には、開示決定等の取り消しを求める訴訟及び開示決定等に係る不服申立てに対する裁決又は決定の取り消しを求める訴訟等、開示請求等行ったことに伴って提起された訴訟を計上している。

## 9 個人情報の漏えい等事案の状況

(1)漏えい等事案の件数			 漏 え	しい	事	 案 の	件		(単位:件)
				U' =	<del>す                                    </del>	* 0		SX.	
<b>4二.Tb. +松. 日日. 夕</b>			情報の種類				本人の数		
行政機関名		国民等及 び職員	国民等	職員	1~5人	6人~50 人	51人~ 100人	101人~ 1,000人	1,001人以上
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	C
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	C
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	C
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	C
内閣府	1	0	1	0	0	0	1	0	C
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
金融庁	6	0	6	0	5	1	0	0	C
総務省	7	1	3	3	3	1	0	3	C
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
法務省	33	4	28	1	23	3	0	7	C
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
検察庁	14	13	1	0	12	2	0	0	C
外務省	1	0	1	0	0	0	0	1	C
財務省	7	1	6	0	0	1	0	3	3
国税庁	23	0	23	0	16	2	0	3	2
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	C
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
厚生労働省	177	0	177	0	161	10	2	2	2
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
社会保険庁	246	0	246	0	189	43	3	10	1
農林水産省	3	0	2	1	1	2	0	0	C
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
経済産業省	4	0	4	0	1	0	0	3	C
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
国土交通省	6	1	4	1	0	2	1	2	1
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	C
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	C
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	C
防衛省	2	0	0	2	0	0	0	2	(
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	(
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	(
<u></u> 計	530	20	502	8	411	67	7	36	

### 9 個人情報の漏えい等事案の状況

(2)漏えい等事案の発生状況① (単位:件)

(2)漏えい等事案の差							発 生 元						(+	1位:件)
		行政機	関が管理	していた	場合				 委託	先が管理	していた	 :場合		
行政機関名		人			場所			人				場所		
						_			不明・そ	委託元		委託元庁舎	外	_
	職員	第三者	その他	庁舎内	庁舎外	不明	従事者	第三者	の他	庁舎内		委託先 事業所内	委託先 事業所外	不明
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	5	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	6	0	1	2	4	1	0	0		0	0			0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0			0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0						0
法務省	29	1	1	25	6	0	2	0	_	0	_			0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	-		0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	_	0	0	_	_	0
検察庁	14	0	0	12	2	0	0	0		0	0	_		0
外務省	7	0	0	7	0	0	0	0	_	0	0	_		0
財務省		0	0	,	0	0	0	0	_	0	0	0	_	0
国税庁 文部科学省	21	0	0	19 0	0	0	0	0		0	0	_		0
文部科子有	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	_		
厚生労働省	176	0	1	171	5	1	0	0	_	0	0	_	_	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0			0
社会保険庁	213	0	0	197	14	2	33	0		32		0		0
農林水産省	3	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	2	0	0	2	0	0	2	0	0	1	1	0	1	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	4	0	0	3	1	0	2	0	0	1	1	1	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				C
防衛省	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0			0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0						0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0		0			0	0
計	484	2	5	447	40	4	39	0	0	34	5	1	4	C

# 9 個人情報の漏えい等事案の状況 (3)漏えい等事案の発生状況②

				発生	形態			
行政機関名	誤送信・誤 送付	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネッ	ット上に流出 コンピュータウイルス 関係	盗難	その他
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	(
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	(
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	(
人事院	0	0	0	0	0	0	0	(
内閣府	0	0	0	0	1	0	0	(
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	(
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	(
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	(
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	(
金融庁	3	0	0	2	0	0	0	
総務省 	2	0	0	2	0	0	2	1
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	(
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	(
法務省	6	5	7	7	3	1	0	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	(
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	(
検察庁	12	0	0	1	0	0	0	1
外務省	1	0	0	0	0	0	0	(
財務省	0	0	7	0	0	0	0	(
国税庁	4	1	0	13	1	1	3	1
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	(
文化庁	0	0	0	0	0		0	(
厚生労働省	108	51	1	16	0	0	1	(
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	(
社会保険庁	197	9	1	36	0		1	2
農林水産省	1	0	0	0	1	0	1	(
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	(
水産庁 紹文充業化	0	0	0	0	0	0	0	(
経済産業省	3	0	0	1	0	0	0	(
資源エネルギー庁 特許庁	0	0	0	0	0	0	0	(
符許厅 中小企業庁	0	0	0	0	0		0	(
	0	0	0	0	0		0	(
国土交通省 船員労働委員会	2	0	0	1	2	0	1	(
船貝労働妥貝芸 気象庁	0	0	0	0	0		0	(
丸家厅 海上保安庁	0	0	0	0	0		0	(
海工保女厅 海難審判庁	0	0	0	0	0		0	(
<del></del>	0	0	0	0	0		0	(
<sup>環現</sup> 看 防衛省	0	0	0	0	0		0	(
<sub>四年有</sub> 防衛施設庁	0	0	0	0	2	2	0	(
<sub>防</sub> 留施設厅 会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	(
<u>去許快宜阮</u> 計	339	66	<u> </u>	<u>0</u> 79	10		9	1:

## 9 個人情報の漏えい等事案の状況 (4)漏えい等事案への対応状況①

4)漏えい等事案への対応状況① (単位:件)

(中) 欄花 (中) 不	の対応状況(1) (単位:件) 対応状況(複数該当あり)										
行政機関名				関係者の処分等(複数該当あり)							
	本人等へ の情報提	事案の公 表	情報の削 除等の措 置依頼	情報の回 収	刑事告発	うち、保護法の罰則要件に該当					
	供					53条	54条	55条	懲戒処分	訓戒処分	
 内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣府	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金融庁	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	
総務省	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	15	5	6	12	4	0	1	0	4	9	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
検察庁	4	1	1	9	1	0	0	0	0	11	
外務省	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
財務省	0	7	0	0	0	0	0	0	0	3	
国税庁	20	7	2	6	0	0	0	0	1	3	
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	171	176	4	154	0	0	0	0	2	146	
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
社会保険庁	232	224	2	207	0	0	0	0	0	2	
農林水産省	3	1	2	0	0	0		0	0	0	
林野庁	0	0	0	0	0	0		0		0	
水産庁	0	0	0	0	0	0				0	
経済産業省	4	2	3	3	0	0	_	0	_	0	
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	_	0	_	0	
特許庁	0	0	0	0	0	0		0	_	0	
中小企業庁	0	0	0	0	0	0		0	_	0	
国土交通省	6	3	4	0	0	0	_	0	0	0	
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0		0		0	
気象庁	0	0	0	0	0	0	_	0	_	0	
海上保安庁	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
海難審判庁	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
環境省	0	0	0	0	0	0		0	_	0	
防衛省	1	0	0	0	0	0		0	_	0	
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0		0	_	0	
会計検査院	0	0	0	0	0	0		0	_	0	
計	467	430	28	393	5	0	1	0	8	175	

# 9 個人情報の漏えい等事案の状況

(5)漏えい等事案への対応状況②

(3) 漏んい奇事条への	77170 0000	y			対応状	況(複数詞	亥当あり)						単位:竹)
													<b>浸えい</b> 生
/- TL 144 DD 72					再発防止	策の内訳(	後数該当あ	<b>9</b> )				左記以外	漏えい等 事案に対
行政機関名	委託契約 の解除等	再発防止 策		組織	的安全管理	措置		#mTELA6	++ 4= 44		その他	に対応中	賠償請求
		71	管理体制 の整備	規程・マニュアル の整備・見 直し	職員の教 育研修	職員の指 導監督	委託先の 指導監督	物理的 安全管 理措置	技術的 安全管 理措置	その他		を検討中	訴訟
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0				0	6	0	0	0	1	0	1	0
総務省	0		3		0	5	0	0	1	1	3	0	_
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	_
法務省	1	33	4		18	21	0	6	1	4	0	3	
公安審査委員会	0				0	0		0	0	0	0	0	
公安調査庁	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	0		2		5	14	0	0	0	3	1	0	_
外務省	0	-	0		0	1	0	0	0	1	0	0	_
財務省	0		6		1	7	0	1	0	1	0	0	
国税庁	0		7		4	20	0	0	0	3	4	0	
文部科学省	0				0	0	0	0	0	0	0	0	
文化庁	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	_
厚生労働省	0		85		126	142	0	3	6	7	0	3	
中央労働委員会	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	
社会保険庁	0		1	_	4	212	32	2	0	0	0	0	
農林水産省	0		0		0	3	0	0	0	1	1	0	
林野庁	0				0	0	0	0	0	0	0	0	_
水産庁	0				0	0		0	0	0	0		
経済産業省 資源エネルギー庁	0		-	_	3	3		0	_	0	0	0	_
資源エベルキー庁 特許庁	0				0	0		0		0	0		
中小企業庁	0				0	0		0	0	0	0	0	
国土交通省	0				1	5	1	1	2	1	1	0	
四工文通有 船員労働委員会	0				0	0		0	0	0	0	0	
加貝力側安貝云 気象庁	0				0	0	0	0		0	0	0	_
海上保安庁	0				0	0		0		0	0	0	
海難審判庁	0				0	0		0		0	0	0	
環境省	0				0	0		0		0	0		
防衛省	0				2	2	0	1	1	0			
防衛施設庁	0				0	0		0	0	0	0		
会計検査院	0				0	0		0		0	0	_	
	1	529			165	442				23		_	
計	<u>'</u>	523	111	99	100	774	33	14	11	20	10	,	<u>'</u>

(単位:件)

# ①監査を担当する主たる担当部局の名称

①監査を担当する主たる担機関名	当部局の名称 担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
行政改革推進本部	行政改革推進調整担当
内閣法制局	長官総務室
人事院	総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	官房総務課
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官
警察庁	言宗川 大百百房 国家公女安員 云云 伤百 警察庁 長官官房総務課
<u>言奈月</u> 金融庁	震乐儿及自自房総務除 総務企画局 政策課 情報公開·個人情報保護室
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課企画法規
	公告寺調堂安貞云事伤局総務誅正画法規 消防庁総務課
消防庁	
法務省	法務省大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	公安調査庁総務部総務課審理室
検察庁	監察室
外務省	大臣官房総務課情報公開室
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	国税庁長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課情報公開・個人情報保護室
文化庁	文化庁長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
社会保険庁	総務部サービス推進課社会保険指導室
農林水産省	農林水産省大臣官房情報課
林野庁	林政部林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
水産庁	水産庁漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
経済産業省	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
資源エネルギー庁	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室
国土交通省	総合政策局情報管理部
船員労働委員会	船員労働委員会事務局
気象庁	総務部
海上保安庁	海上保安庁監察官事務室
海難審判庁	高等海難審判庁総務課
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	監査責任者は、所属する機関(部隊)における保有個人情報の管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定することとしている。
防衛施設庁	防衛施設庁総務部行政評価官
会計検査院	事務総長官房総務課及び事務総長官房上席情報処理調査官

# ②監査を実施していない理由

<u> </u>	
機関名	監査を実施していない理由
内閣官房	監査の実施方法等の検討を進めているが、現在内部調査中の ため。
行政改革推進本部	行政改革推進本部は昨年新しく設置された組織であり設置後間もないことから、必要に応じて監査については来年度以降の実施を検討しているため。

						利用・提供した記 (全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無		一部
法務省	被収容者身分帳簿 【6ファイル 10回】	マニュア ル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		0
	被収容者身分帳簿【2回】	マニュア ル処理	刑事訴訟法279条	裁判所	無		0
	被収容者身分帳簿 【2ファイル, 3回】	マニュア ル処理	民事訴訟法186条	裁判所	無		0
	診療録 【10ファイル 97回】	マニュア ル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		0
	診療録	マニュア ル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		0
			弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		0
	日本人出帰国記録マス		非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189 条第3項	検察庁	無		0
	タファイル	理	民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第 2項	裁判所	無		0
			少年院法第13条第2項	少年院	無		0

			アル 利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項			(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別		利用·提供先	経常的提供 先としての 記載の有無		一部
法務省			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更正保護審査会、地方更正保 護委員会、保護観察所	無		0
			関税法第105条の2	税関	無		0
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	国税庁・税務署	無		0
	日本人出帰国記録マスタファイル	理	相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法 第210条第2項	国税局	無		0
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		0
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		0
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		0
	外国人出入国記録マス	電算処 理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		0
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189 条第3項	検察庁	無		0

						(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	ル 利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項 別	利用·提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	全部	一部
法務省			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第 2項	裁判所	無		0
			少年院法第13条第2項	少年院	無		0
			犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会、地方更生保護委員会、保護観察所	無		0
			関税法第105条の2	税関	無		0
	外国人出入国記録マス タファイル	理	所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		0
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法 第210条第2項	国税局	無		0
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		0
			地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		0
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		0

						(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	ル 利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用·提供先	経常的提供 先としての 記載の有無		一部
法務省			弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		0
			非訴訟事件手続法163条第3項、民事訴訟法第189 条第3項	検察庁	無		0
			民事訴訟法第186条、民事執行法第18条、家事審判規則第8条、家事審判規則第7条2、少年法第16条第 2項	裁判所	無		0
			少年院法第13条第2項	少年院	無		0
	外国人登録マスタファイル	電算処理	犯罪者予防更正法第57条第1項、執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		0
			関税法第105条の2	税関	無		0
			所得税法第235条第2項・法人税法第156条の2	税関	無		0
			相続税法第60条の2・消費税法第63条・証券取引法 第210条第2項	国税局	無		0
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		0

						利用・提供した言(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイ		地方税法第20条の11	都道府県税事務所・市区町村	無		0
	ル	理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	都道府県税事務所・市区町村	無		0
外務省	在留届ファイル	電算処 理	国税徴収法第146条の2	都道府県、国税局	無		0
	正田油ファイル	電算処 理	家事審判規則第8条及び同第9条	家庭裁判所	無		0
		電算処 理	家事審判規則第8条	家庭裁判所	無		0
	旅券管理マスタファイル	電算処 理	所得税法第235条	国税局	無		0
	が音を、ハブンディル	電算処 理	関税法105条の2	税関	無		0
		電算処 理	出入国管理及び難民認定法第28条第2項	入国管理局	無		0
国税庁	個人課税台帳 【524ファイル】		会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1 項	会計検査院	有	0	

						利用・提供した記 (全部又は	
行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	ル 利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用·提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	全部	一部
国税庁	青色決算書・収支内訳書 【524ファイル】		会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1 項	会計検査院	無	0	
	相続税決議書(一般) 【364ファイル】	マニュア ル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1 項	会計検査院	有	0	
	相続税決議書(納税猶予) 【70ファイル】	マニュアル 処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1 項	会計検査院	有	0	
	支払決議書 【524ファイル】		会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1 項	会計検査院	有	0	
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資 料	電算処理	弁護士法第23条の2第2項、家事審判規則第8条	家庭裁判所、弁護士会	無		0
社会保険庁	健保厚年現存被保険者 ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	健保厚年喪失被保険者 ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	健保厚年任継第四種被 保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	船保厚年被保険者ファ イル	電算処 理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	

						利用・提供した記 (全部又は	
行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	レ 利用·提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用•提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	基礎年金番号管理ファ イル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協 定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律 第75条第1項	ドイツ保険者	有	0	
	健保厚年現存被保険者 ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	
	健保厚年任継第四種被 保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	
	船保厚年被保険者ファ イル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	
	健保給付ファイル	電算処 理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	

						利用・提供した言(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
行政機関名	個人情報ファイルの 名称	電算処理・ マニュアル 処理の別	レ 利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用·提供先	経常的提供 先としての 記載の有無	全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファ イル	電算処 理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部 アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年 金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	0	
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業 者の届出受理簿	電算処 理	災害対策基本法第4条	都道府県	無	0	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処 理	法人税法第156条の2、所得税法第235条第1項、第 2項、地方税法第72条の68第6項、国税徴収法第14 1条	税務署、地方公共団体、社会保険事 務所	無		0
国土交通省	ー級建築士登録マスタ ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無	0	
	自動車損害賠償保障事 業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条	地方裁判所、福祉事務所	無		0
	海技士免許原簿ファイル	電算処 理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		0
	小型船舶操縦士免許原 簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		0
	締約国資格受有者承認 原簿ファイル	電算処 理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		0

#### 【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名 個人情報ファイ. 名称		を報ファイルの 電算処理・マニュアル 処理の別			経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							一部
国土交通省	船員原簿ファイル	電算処 理	関税法第105条の2	税関	無	0	

- (注)1 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。
  - 2. 個人情報ファイルの名称欄の【 】は、複数の地方支分部局等がファイル名・利用目的・記録項目が同一のファイルを提供しているときにそのファイル数を、また、同一ファイルを 同一機関に複数回提供している場合はその回数をそれぞれ記載している。

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法 8条2項各号	利用·提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記(全部又は	
1] 以依因石	名称		の別)	1111 KN-III	13713 32000	載の有無	全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処 理		皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者, 公共団体等の職員であることを周知させるため。	皇宮警察本部	有	0	
	平成18年園遊会(春)	マニュア			報道機関	有	0	
	招待者名簿	ル処理	3号	皇宮警察本部において, 入門者を把握し, 入門を 円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	0	
	1 777 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	マニュア	_		報道機関	有	0	
	招待者名簿	u bn I⊞	3号	皇宮警察本部において, 入門者を把握し, 入門を 円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	0	
	平成18年春の勲章・褒章 マニ	マニュア	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内 への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	0	
	拝謁者名簿	ル処理	4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	0	
	平成18年秋の勲章・褒章 拝謁者名簿	マニュア ル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内 への入門者を把握し、入門を円滑に行うため。	皇宮警察本部	有	0	
	<b>持</b> 商有名溥 		4号	皇室の活動を広く紹介するため。	報道機関	有	0	
公正取引委員会	消費者モニター名簿(平成18年度)	電算処理		希望者に試買検査会等の開催案内を送付するた め。	社団法人全国公正取引協議会連合 会、公正取引協議会	無		0
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	2号	効果的な運転者教育に関する調査研究、運転免 許等に関わる施策の効果評価等の実施のため。	科学警察研究所	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法8条2項	利用•提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記(全部又は・	
1] 以依因石	名称	理の別	(法6末2項 各号の別)	利用"提供基田	利用·提供元	載の有無	全部	一部
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処 理	3号	恩赦の調査及び実施に関する事務のため。	法務省	無		0
		電算処理	4号	事業用自動車による交通事故抑止対策として有 効な施策に係る調査研究のため。	自動車安全運転センター	無		0
総務省	恩給受給者データベース	電算処 理	3号	戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法に基づく事務のため。	厚生労働省社会・援護局	有		0
	総合無線局管理ファイル	電算処理		無線局監理(定期検査事務)を円滑に実施するため。	(社)全国船舶無線工事協会東海支部 (社)東海自動車無線協会 (社)全国陸上無線協会東海支部	有		0
	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立大学	無		0
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため。	私立法科大学院	無		0
	被収容者データファイル 【12回】	電算処理		警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため。	警察庁	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・	根拠規定(法8条2項	利用・提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての	利用・提供した記(全部又は・	已録項目の範囲 一部の別)
1] 政(成)另口	名称	処理の別	各号の別)	机用"旋铁垒田	和用"延跃儿	記載の有無	全部	一部
	被収容者身分帳簿 【1ファイル 3回】	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	収容状況確認のため、人権救済事務処理のため。	大使館	無		0
	被収容者身分帳簿 【25ファイル 3915回】	マニュア ル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため。 ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため。 ・被収容者が死亡した場合における通報のため。 ・仮出所等の通知のため。	検察庁	無		0
	被収容者身分帳簿 【32ファイル 141回】	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者 の釈放等に関する情報提供のため。	警察署	無		0
	被収容者身分帳簿 【43ファイル 8932回】	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	仮釈放の事務のため。	地方更生保護委員会・保護観察所	無		0
	被収容者身分帳簿 【54ファイル 9943回】	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	・国民健康保険事務処理のため。 ・刑の執行終了等の場合における通報のため。	市区町村	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・	根拠規定	利用·提供理由	利用·提供先	経常的提供	利用・提供した記(全部又は	記録項目の範囲 一部の別)
1〕以1成  天   石	名称	マニュアル処理の別	各号の別)	利用"促伏唑田	利用·提供元	先としての記載の有無	全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿	マニュア ル処理	2号	民事訴訟上必要なため。	地方法務局	無		0
	被収容者身分帳簿	マニュア ル処理	2号	不服申立調査のため。	人権擁護委員会	無		0
	被収容者身分帳簿 【2ファイル 3回】	マニュア ル処理	3号	収容者が保護者となっている児童について児童 福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のた め。	児童相談所	無		0
	被収容者身分帳簿 【2ファイル 4回】	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	生活保護受給者の所在確認のため。	社会福祉事務所	無		0
	被収容者身分帳簿	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	税徴収に係る所在確認のため。	国税局	無		0
	被収容者身分帳簿	マニュア ル処理	3 <del>号</del>	国の債権の管理上債務者確認のため。	国土交通局	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法8条2項	利用·提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての記	55	
1] 以饭房口	名称	理の別	各号の別)	利用"提供社由	和加工证法人	載の有無	全部	一部
法務省	分類調査原簿	マニュア ル処理	2号	仮釈放に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無		0
	少年簿【2回】	マニュア ル処理	3号	国民健康保険事務処理のため。	市区町村	無		0
	個別的処遇計画表 【2ファイル 2回】	マニュア ル処理	2号	仮退院に係る事務のため。	更生保護委員会, 保護観察所	無	0	
	診療録【12回】	マニュア ル処理	4号	個人の病状照会への回答のため。	医療機関	無		0
	日本人出帰国記録マスタ	雷复処理	3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について,旅 券の二重発給を防止するため。	外務省	有		0
	ファイル	23772-1	3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		0
	外国人出入国記録マスタ	雷算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため。	国税庁	無		0
	ファイル	电异处理		適正な生活保護の適用に必須であるため。	社会福祉事務所	無		0
外務省	在日外国報道関係者ファイル	マニュア ル処理		日本新聞協会から情報の提供が受けられることは、在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	社団法人日本新聞協会	無		0
	在日外国報道関係者ファイル	マニュア ル処理		関西国際放送センターから情報の提供が受けられることは、明らかに在日報道関係者本人の利益になると判断されたため。	関西国際放送センター	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの		根拠規定(法8条2項各号		利用·提供先	経常的提供先としての記		
门及协会	名称	理の別		刊用 使庆年田	型用 延庆儿	載の有無	全部	R・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)       全部       一部       〇       〇       〇       〇       〇
	在日外国報道関係者ファイル	マニュア ル処理	4号	報が必要不可欠であったため。   	衆議院	無		0
		マニュア ル処理	3号	経済産業省広報室の所掌事務に必要であると判断されたため。	経済産業省	無		0
	在日外国報道関係者ファ イル	マニュア ル処理	3号	警視庁広報課の所掌事務に必要であると判断さ れたため。	警視庁	無		0
	大規模レセプション被招 待(者)候補及び生け花カ レンダー被送付(候補)者 リスト			外務本省において業務上当該情報が必要不可 欠であったため。	外務本省	無		0
	源泉徴収義務者ファイル 【524ファイル】	電算処 理		職種別民間給与実態調査の事業所別台帳を作成しており、当該作業に必要な基礎データを提供。	人事院	有		0

行政機関名	個人情報ファイルの		根拠規定(法 8条2項各号		利用·提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
1] 政(成)另口	名称	理の別	の別)	利用↑提供生田	们用"提供儿	載の有無	全部	一部
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処 理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため。	(独)雇用・能力開発機構、都道府県立 技術専門校、(財)介護労働安定セン ター	有		0
	第一種特別加入者マスター	電算処 理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		0
	第二種特別加入者マスター	電算処 理	2号	監督署において、労災補償を行うための特別加入の承認の有無及び基礎日額の確認のため。	労働基準監督署	有		0
	外国人求職情報システム	電算処 理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		0
	求職公開登録者ファイル	電算処 理	1号	本人の同意を得た上、当該求人企業に提供。	システム利用登録企業	有		0
	求職台帳【16回】	電算処 理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため。	財団法人雇用情報センター	無		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法8条2項	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記(全部又は	
1 ] 政(政(大) 仁	名称	理の別	各号の別)	和"加" 证证法主证	מאס אני מתניי	載の有無	全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳 【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四 に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合する ことにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		0
	高年齢雇用継続台帳 【12回】	電算処 理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五 に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することに より年金の支給の停止の有無を判断するため。		有		0
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処 理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状 況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独) 高齢·障害者雇用支援機構	有	0	
	診療録及び診療諸記録 ファイル	電算処 理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		0
	労働者災害補償保険年 金受給者ファイル	電算処 理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられること から、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		0
社会保険庁	健保厚年現存被保険者	電算処 理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議 員共済会・町村議会議員共済会	有		0
	ファイル	電算処 理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財) 社会保険健康事業財団	有		0
			4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複 期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議 員共済会・町村議会議員共済会	有		0
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を 円滑に行うため。	企業年金連合会	有		0
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法8条2項	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記(全部又は	
1 ] 政(政(大) 仁	名称	理の別	各号の別)	和"加" 证证法主证	מאס אני מתניי	載の有無	全部	一部
厚生労働省	雇用保険支給台帳 【12回】	電算処理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の四 に基づき雇用保険の基本手当の受給状況を照合する ことにより年金の支給の停止の有無を判断するため。	社会保険庁	有		0
	高年齢雇用継続台帳 【12回】	電算処 理	3号	社会保険庁において、厚生年金保険法附則第7条の五 に基づき高年齢継続給付の受給状況を照合することに より年金の支給の停止の有無を判断するため。		有		0
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処 理	3号	障害者の雇用の促進等に関する法律第53条業務(障害者雇用納付金の徴収)を実施する際、障害者雇用状 況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため。	(独) 高齢·障害者雇用支援機構	有	0	
	診療録及び診療諸記録 ファイル	電算処 理	4号	医療学会等発表のため。	医師	無		0
	労働者災害補償保険年 金受給者ファイル	電算処 理	4号	本人は提供先より援護金の贈与を受けられること から、明らかに本人の利益になるため。	(財)藤田建設労務援護会	有		0
社会保険庁	健保厚年現存被保険者	電算処 理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議 員共済会・町村議会議員共済会	有		0
	ファイル	電算処 理	4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため。	(財) 社会保険健康事業財団	有		0
			4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複 期間を確認するため。	都道府県議会議員共済会・市議会議 員共済会・町村議会議員共済会	有		0
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を 円滑に行うため。	企業年金連合会	有		0
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独)福祉医療機構	有		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マニュアル	根拠規定(法8条2項	利用·提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
1] 以俄肖石	名称	処理の別	(法8架2項 各号の別)	利用*提供理由	利用・提供元	記載の有無	全部	一部
社会保険庁				厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を 円滑に行うため。	企業年金連合会	有		0
			3号	貸付条件の審査等のため。	沖縄振興開発金融公庫	有		0
	年金受給権者ファイル	電算処 理	3号	貸付条件の審査等のため。	国民生活金融公庫	有		0
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため。	厚生労働省保険局	有		0
			3号	貸付条件の審査等のため。	(独) 福祉医療機構	有		0
		電算処	4号	基礎年金番号の確認のため。	国家公務員共済組合連合会	有		0
		理	4号	基礎年金番号の確認のため。	地方公務員共済組合連合会	有		0
	基礎年金番号管理ファイル 電算処理		3号	基礎年金番号の確認のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		0
		電算処 理	4号	基礎年金番号の確認のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		0

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マ	根拠規定(法 8条2項各号	利用·提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての記	利用・提供した記(全部又は	
1] 政協民石	名称	理の別	の別)	利用↑提供生田	们用"提供儿	載の有無	全部	一部
社会保険庁			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調 整のため。	国家公務員共済組合連合会	有		0
	京田桂起ファノル	電算処	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調 整のため。	地方公務員共済組合連合会	有		0
	雇用情報ファイル	理	3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調 整のため。	日本私立学校振興・共済事業団	有		0
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調 整のため。	農林漁業団体職員共済組合	有		0
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため。	地方公務員共済組合連合会	有		0
農林水産省	米穀の出荷及び販売事業者 の届出受理簿【2ファイル】	電算処 理	3号	JAS法に基づく表示研修会の受講者名簿作成の ため。	都道府県	無	0	

行政機関名	個人情報ファイルの	電算処理・マニュアル処		利用・提供理由	利用·提供先	経常的提供先としての記	全部 一部 O	
	名称		各号の別)	TOTAL DELVE	יייים אל אייי	載の有無	全部	一部
	自家用電気工作物データ ベース 【9ファイル 2回】	電算処理	2号	電力需要調査のため。	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	無	0	
	自家用電気工作物データベース	電算処理	3号	都道府県県からの要請に基づく提供(自家用電気工作物の工事に係る変圧器の輸送途中における 総縁油漏洩事故について、注意喚起文書の発送 先として利用)。	都道府県	無		0
	PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有電気工作物管理データベース	電算処理	3号	自治体からの要請に基づき、内規(平成17·02·14 原院第4号)に従って提供。	都道府県、市町村	有		0
国土交通省	二輪自動車検査ファイル	電算処 理	3号	徴税事務のため。	地方自治体	有	0	
	二輪自動車検査ファイル	電算処 理	4号	統計のため。	(財)自動車検査登録情報協会	有	0	
	船舶原簿	電算処 理	3号	固定資産税の税額決定等のため。	総務省自治税務局固定資産税課	有		0
海上保安庁	人身事故調査票ファイル	電算処 理	4号	統計調査のため。	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	有		0

<sup>(</sup>注) 利用・提供先において、公表することにより、提供先の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとしているものについては、その個人情報ファイルの名称等について、本票から除いている。

【開示請求の状況(処理の状況)】 ① (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っていない事案で30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.31	H19.3.2	29	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.11
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.17
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.8	H19.3.10	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	到着し次第、開示 決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.19	H19.3.21	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。	H19.4.3
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	到着し次第、開示 決定の予定
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.20
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.9
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	1	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。	H19.4.9
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	155	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に 加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているた め。	

#### ② (次年度に処理を持ち越した事案のうち)延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため	H19.4.17

【開示請求の状況(開示決定等の状況)】 ③(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採らなかった事案に係るもので)30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	H17.10.19	H18.5.8	H18.6.2	25	補正期間を明示せずに補正を求めていたところ、開示請求者が転居先不明となり、補正に応じないことが明らかになった日の特定の判断が遅れたため。
	日本人出帰国記録マスタファイル	H18.7.31	H18.9.1	H18.9.4	3	補正期間の計算を誤ったため。
	請求者本人が、1991年から2001年末までに、 中華人民共和国により、何らかの不品行を指 摘を受け、国家的な批判を受けたことが有るか 否か分かるもの。	H18.12.11	H19.1.10	H19.3.19	68	2006年10月の安倍総理訪中以後2007年4月の温家宝総理訪日に至るまで、計4回の首脳会談、計5回の外相会談をはじめ様々なレベルで日中間の対話・交流が頻繁に展開され、担当課において、開示請求以外の他の事務が著しく繁忙であったため。
国税庁	所得税確定申告書に係る保有個人情報開示請求	H18.7.14	H18.8.14	H18.8.23	9	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも 受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては 決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重 し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかった(署に連絡がなく転居して いたことが判明。第三者に通知が届くことを懸念し、新しい住所を 確認した)ため、結果的に未通知の状況で決定期限を徒過してし まった。
	個人事業の開廃業届出書に係る保有個人情報開示請求	H18.8.4	H18.9.4	H18.9.5	1	決定通知の発送に当たって、開示請求者から「来署して是非とも 受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては 決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重 し、やむなく保有していたものである。 その後、開示請求者が来署しなかったため、結果的に未通知の 状況で決定期限を徒過してしまった。
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.1.27	H18.2.26	H18.4.20	53	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.17	H18.3.19	H18.4.3	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.2.28	H18.3.30	H18.4.14	15	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.9	H18.4.8	H18.6.1	54	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.4.27	6	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.22	H18.4.21	H18.5.9	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.3.29	H18.4.28	H18.5.19	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.3	H18.5.3	H18.5.16	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.11	H18.5.11	H18.5.26	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.5.17	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.4.14	H18.5.13	H18.8.7	86	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.5.24	H18.6.23	H18.7.11	18	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.6	H18.7.6	H18.7.10	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.8	H18.7.8	H18.8.14	37	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.9	H18.7.9	H18.7.20	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.15	H18.7.15	H18.7.20	5	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.9.28	67	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.23	H18.7.23	H18.10.20	89	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.6.26	H18.7.25	H18.8.7	13	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.12	H18.8.11	H18.8.31	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.7.14	H18.8.13	H18.11.20	99	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.2	H18.9.1	H18.9.6	5	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.18	H18.9.17	H18.10.26	39	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.22	H18.9.21	H18.11.22	62	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H18.8.29	H18.9.28	H18.10.20	22	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.12	H18.10.12	H18.10.20	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.9.20	H18.10.10	H18.11.2	23	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.13	H18.11.12	H18.11.14	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.10.4	H18.11.3	H18.12.25	52	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.9	H18.12.8	H18.12.18	10	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.11.22	H18.12.22	H18.12.26	4	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.1	H18.12.31	H19.1.16	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H18.12.15	H19.1.14	H19.1.16	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.5	H19.2.4	H19.2.6		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14	Δ.	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.11	H19.2.10	H19.2.14		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.22	H19.2.20	H19.3.6		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.23	H19.2.22	H19.3.30		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.5	H19.3.7	H19.3.14		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.22	H19.3.24	H19.3.30		第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。

### ④(今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採った事案に係るもので)延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等開示請求	H18.6.27	H18.8.26	H18.9.11	1 10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.7.7	H18.8.6	H18.9.7	32	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.10.17	H18.12.18	H19.1.31		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.11.22	H19.1.22	H19.1.31		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。
	診療報酬明細書等開示請求	H18.12.6	H19.2.5	H19.2.28		対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基 金から到着していなかったため。

【開示請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】 ⑤(今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が)90日超のもの

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	H18.8.4	H19.3.26	234	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な 検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴 訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。
	本人に係る特定刑事施設における検査等に係る診療録等の不開示決定(適用除外)に関する件	H17.11.29	H18.4.25	147	他に多数の不服申立て案件を審査中であり、当該案件に係る 審査事務、情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行し て行っていたため。
	平成17年10月25日に開示請求者が行った在 留資格変更許可申請に係る入管当局の作成し た意見書及びその判断となった書類一式		H18.10.3	156	類似案件(審査請求)の状況をうかがっていたため。
厚生労働省	離職票補正願	H17.9.6	H18.8.1	329	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	求職票	H18.1.16	H18.4.19	93	事案が複雑であり、検討に時間を要したため。
	職業安定局総務課首席職業指導官室保有文書	H17.11.4	H18.4.19	166	不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳	H18.3.14	H18.11.7	238	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る行政指導文書	H18.2.21	H18.11.7	259	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る関係書類中、労働時間の 集計表ほか会社が提出した書類一切	H17.12.9	H18.11.7	333	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳、聴取書、 行政指導文書及び指導に対する報告書	H18.2.7	H18.11.7	273	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。
	請求人の申告に係る申告処理台帳等	H18.2.16	H18.11.7	264	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要したため。

機関名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	事業所提出の請求人に係るタイムカード及び 運転日誌	H18.1.26	H18.8.7		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため。
	東京労災病院提出の意見書及び添付資料	H17.8.24	H18.9.8	380	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要したため。
国土交通省	自動車の変更登録等に係る申請書及び添付書 類等の不開示決定	H17.10.17	H19.1.15	455	複数の組織に関する文書の不存在に対する事案であったため、各組織において当該文書の探索などの事実関係の確認に時間を要したため。
	再審査請求書に関連する文書等の不開示決定	H18.3.23	H18.12.26	278	所管の業務が繁忙であった事に加えて、事案の内容について 慎重に検討を行う必要があり、事務処理の手続きが遅れたた め。
	請求人が申告した苦情等に関する情報の不開示決定	H18.8.21	H19.2.23	186	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要 したため。

⑥(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	平成18年度に実施された新司法試験における申請人の労働法の答案及びその採点を示す文書		116	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な 検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴 訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.1	120	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
	難民認定申請に係る供述調書の不開示通知	H18.12.8	113	審査請求人から審査請求の理由に関する追加書類が提出されなかったため。	
厚生労働省	雇用保険離職証明書 (渋谷職業安定所)	H18.2.9	415	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	申告内容及び処理経過 (横浜職安)	H18.3.14	382	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に 判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係 る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	申告内容及び処理経過	H18.3.9	387	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、各事案を個別に 判断し一件当たりの処理に時間を要するため。また、不服申立てに係 る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	広島労働局に申請した助言・指導処理票	H18.8.7	236	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	飯塚労基署労働相談コーナーにおいての相談 内容が記載された労働相談票	H18.7.7	267	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	助言・指導処理票	H17.10.18	529	国会業務、法改正に係る業務が度重なり、所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者死傷病報告	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び添付資料	H18.11.21	130	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	労働者死傷病報告	H18.2.23	401	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	災害調査復命書及び関係書類	H18.2.22	402	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと。	
	請求人の申告に係る申告処理台帳及び監督復命書	H18.8.7	236	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	請求人の申告に係る書類一切	H18.6.20	284	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査及び開示・不開示の検討に時間を要しているため。	
	労災不支給に係る審査決定書資料のうち乙1 ~38号証及び丙1~6号証	H18.12.19	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚牛労働省	労災不支給決定に係る同僚からの聴き取り内容、専門医意見書及び調査復命書	H18.9.27	185	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	労災(療養)不支給に係る調査復命書、調査票 及び請求人申立書、賃金台帳、出勤簿、欠勤 簿(名古屋北労基署)	H18.9.13	199	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災不支給決定に係る調査復命書及び主治 医、協力医意見書(都城労基署)	H18.9.1	211	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災保険決定に係る調査復命書(青梅労基署 収集の意見書、カルテ、聴取書、精神部会意見 書等決定に係る資料)	H18.8.14	229	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	渋谷労基署での障害等級決定調査復命書及 び添付書類(医師診察結果・意見書含む)	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	渋谷労基署での労災給付調査に係る主治医意 見書及び診断書	H18.7.24	250	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	刈谷労基署に請求した休業補償給付に関する 調査結果復命書及び調査票	H18.7.14	260	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災不支給決定実地調査復命書、事業所提出 資料(半田労基署)	H18.7.10	264	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	決定書(大基審17-126)記載の乙1~38号証、 丙1~7号証	H18.6.12	292	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労災不支給決定に係る調査復命書	H18.6.5	299	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災遺族補償及び葬祭料請求に関し不支給決 定とした調査復命書、添付書類	H18.5.26	309	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	障害等級決定に係る医師意見書及び調査復命 書等	H18.4.17		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	受診医師の意見書(大田労基署調査分)	H18.3.22	374	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。	
	遺族補償一時金、特別支給金、特別一時金請 求書及び添付書類並びに調査結果復命書及 び資料	H18.3.1		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災給付調査結果復命書 	H18.2.23	401	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災給付不支給決定調査復命書及び関係資料(千葉労基署)	H18.1.4		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	
	労災保険不支給決定に係る局医意見書及び調 査結果復命書	H17.10.7		不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。 また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている 各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数 を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
社会保険庁	障害年金診断書	H18.1.27	429	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	脱退手当金受取記録原票	H18.6.8	297	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供 資料等	H18.7.28	216	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供資料等	H18.12.7	115	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	請求者が提供した医療機関に関する情報提供 資料等	H18.12.13	109	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
国土交通省	請求人が指定した書類等の利用目的に関する 情報の不開示決定	H18.2.20	404	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている 事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がな されており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要 しているため。	
	請求人が指定した書類に関する開示決定	H18.2.28	396	占用料改定に伴う道路法施行令改正業務の業務が多忙を極めている 事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がな されており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要 しているため。	
	請求人が指定した情報に関する不開示決定	H18.3.20	376	地震や台風等の災害対応業務が多忙を極めている事に加え、類似の 事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容に ついて処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	河川事務所にかかる工事等関係全文書のうち 請求人に関する文書の不開示決定	H18.12.5	116	類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	

⑦(今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が)60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法 務局平成7年第3号及び同平成7年第4号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号, 同平成7年第4号及び同平成7年第5号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。
	開示請求人に係る人権侵犯事件記録(東京法務局平成7年第3号、同平成7年第4号及び同平成7年第6号)	H18.9.1	H18.12.20	110	答申を受けた後に、当初の開示決定に基づき実施した開示情報に不備があったことが判明したため、開示した保有個人情報の確認をした後、裁決を行ったため。

機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	離職票補正願	H18.12.14	H19.3.20	96	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立 てに係る事案の処理以外の業務が著しく多忙であるため。
	本人に係る大学病院に対しての指導と返還等 の指示事項等の一部開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	国会業務及び所管業務が著しく繁忙であったため。

#### ⑧(調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が)60日超のもの

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	申告処理台帳中の請求人宛労働条件通知書	H18.10.19		所管業務が著しく繁忙であったことに加え、答申を踏まえた対応 の検討に時間を要しているため。	

【訂正請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】 ⑨(調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が)90日超のもの

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	診療録、看護記録	H18.3.17	379	審査請求人の主張する事項について確認に時間を要しているため。	
	17.10.3発生の業務災害療養給付実地調査復 命書一式	H18.10.17	165	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため。また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため。	

【訴訟の状況】 ⑩ 訴訟の状況

### 〈第1審〉

# 1. 今年度中に提訴された事件

7 1 12	. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	11		
機関名 提訴年月日		裁判所	事件番号	行政庁
法務省	H19.2.8	神戸地方裁判所	19(ワ)第457号	大阪矯正管区長
<b>运伤</b> 官	H19.2.26	東京地方裁判所	19(行ウ)第113号	東京矯正管区長
厚生労働省	H18.4.6	静岡地方裁判所	18(行ウ)第5号	静岡労働局長

#### 2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪地裁	17(行ウ)170	社会保険庁		< 不開示決定処分取消請求事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁 の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可 否等		控訴(18(行コ)99)

# 3. 今年度中に取り下げられた事件

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	取下げ
厚生労働省	静岡地裁	18(行ウ)5	静岡労働局長	H18.5.25

# 〈控訴審〉

# 4. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	大阪高裁	18(行コ)99	社会保険庁		< 不開示決定処分取消請求控訴事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁 の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可 否等	控訴棄却	上告(19(行ツ)123)

# 〈第1審〉 ① 今年度中に提訴された事件

提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
平成18年9月7日	東京簡易裁判所	平成18年(ハ)第15190号	神奈川社会保険事務局

### ② 今年度中に取り下げられた事件

裁判所	事件番号	行政庁	取下げ年月日
東京簡易裁判所	平成18年(ハ)第15190号	神奈川社会保険事務局	平成19年3月9日